

令和5年度 平日ならびに休日におけるクラブ等の活動について

活動時間

課外活動時間については、成長期にある学生が教育課程内の活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるように配慮して下さい。

- ① 平日のクラブ等の活動時間は、原則14時30分～17時まで
(準備、後片付けの時間を含む)。
- ② 平日のクラブ等の活動時間の延長は、後片付けも含めて17時～18時30分まで。
※1クラブ1月当たり5日を上限とする。
- ③ 休日のクラブ等の活動(練習、大会を含む)時間は、準備、後片付けを含めて
8時30分～17時までの時間帯。
※土日のクラブ等の活動は、原則として、週当たり1日、1クラブ月4回を上限とする。
ただし、土日に大会等の試合が組まれている場合は、土日2日連続の活動も可能とするが、この場合も前後の土日は活動しない等で調整すること。
- ④ 週当たり2日以上 of 休養日を設けること(土日以外にも1日以上を休養日とする)。なお、土日を含む休日のクラブ等の活動は、指導教員が必ず代休を取得できる範囲で行うこと。
- ⑤ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う(機構のポリシー)。

必要な届出

《 平日のクラブ等の活動時間の延長手続き 》

平日のクラブ等の活動時間延長を希望する場合は、事前に「クラブ活動許可願」に、〔理由〕、〔従事する教員氏名〕、〔活動日時〕を記載して、学生課学生支援係へ提出し、校長（学生主事）の許可を得る。

《 休日のクラブ等の活動 》

休日にクラブ等の活動を行う場合は、事前に「クラブ活動許可願」に、〔理由〕、〔従事する教員の氏名〕、〔活動日時〕を記載して、学生課学生支援係へ提出し、校長（学生主事）の許可を得る。

教員は、労働時間記録簿との整合性をとり、必ず月内に提出を済ませること。また、「クラブ活動許可願」の他に、以下の中から該当する許可願も一緒に提出する。

施設設備使用許可願	校内で練習、試合を行う場合、1週間前までに学生課学生支援係へ提出して許可を得る。
対外試合許可願	校内、学外で試合を行う場合、1週間前までに学生課学生支援係へ提出して許可を得る。
学外における部活動（練習）許可願	学外で練習を行う場合、1週間前までに学生課学生支援係へ提出して許可を得る。
課外活動指導員要請願	事前に課外活動指導員の要請日を各クラブで確認し、10日前に提出する。

※ 文化部や同好会、コンテストについても該当する場合、必ず提出してください。

教員の勤務時間管理上の手続き

《 平日のクラブ等の活動時間の延長 》

教員の超過勤務時間は、最大で１７時１５分～１８時３０分の１時間１５分。

月末に当月分の従事した時間を集計し、超過勤務手当を支給するため、事前に、学生支援係に提出し、許可を得た『クラブ活動許可願』の内容と変更がある場合には、必ず当月末日まで学生支援係に申し出ること。

《 休日のクラブ等の活動 》

土日の活動は、１クラブ月４回（練習、大会含む）を上限とする。各クラブ等の指導教員間で調整して、当該月内の労働日変更を必ず行うこと。

人事係に行う手続き

休日の業務を把握するため、毎月メールで照会がある『休日業務調査について』に対して、（１）労働日とする休日、（２）用務内容・用務先、（３）変更後の休日 を事前にメール等で知らせること。内容を確認した上で、《 教員特殊業務手当 》を支給する。

学生支援係に行う手続き

『クラブ活動許可願』を提出したほか、『施設設備使用許可願』、『対外試合許可願』、『学外における部活動（練習）許可願』、『課外活動指導員要請願』の中から該当する許可願を提出する。

※平日の活動時間延長もしくは土日の活動は、学生への負担も配慮し、課外活動指導員を活用する等し、自らの負荷低減に努めて下さい。